

② 技術等海外取引に係る所得及び沖縄の認定法人の所得の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

I 技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する明細書						
取引基準額の計算	技術役務の提供に係る収入金額	1	円	所得金額仮計 (別表四「22の①」)	5	円
	同上に係る材料代、人夫賃その他の費用の額	2		不動産賃貸及び資産譲渡等の所得金額	6	
	差引収入金額 (1) - (2)	3		差引所得金額 (5) - (6)	7	
	取引基準額 $(3) \times \frac{12}{100}$	4		所得基準額 $(7) \times \frac{15}{100}$	8	
				技術等海外取引の所得の特別控除額 (4)と(8)のうち少ない金額	9	

II 沖縄の認定法人の所得の特別控除に関する明細書

地区又は地域	措法第59条第1項の表の各号の該当号 (第1号(情報通信産業特別地区)、第2号(特別自由貿易地域)又は第3号(金融業務特別地区))	10	第 号	所得金額仮計 (別表四「22の①」)	14	円
				所得基準額の計算	軽減対象所得金額	15
設立年月日	11	平	・	(14)と(15)のうち少ない金額	16	
				所得基準額 $(16) \times \frac{35}{100}$	17	
認定法人としての認定を受けた日	12	平	・	特別控除額 (17)	18	
				特別控除額の計算	(10)が第2号の場合	人件費の額のうち金融業務に係る事業に係る金額
事業種目	13				人件費基準額 $(19) \times \frac{20}{100}$	20
				(10)が第3号の場合	特別控除額 (17)と(20)のうち少ない金額	21

別表十(一)の記載の仕方

技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する 明細書

- (1) この明細書は、青色申告法人が措置法第58条《技術等海外取引に係る所得の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (2) 「所得基準額の計算」の「不動産賃貸及び資産譲渡等の所得金額6」には、当期の所得の基因となる取引のうち不動産賃貸及び資産譲渡等、措置法令第34条第3項各号《技術等海外取引に係る所得の特別控除額の計算等》に定める取引で技術等海外取引に該当しないものに係る所得又は損失（所得及び損失の額があるときは、その差額）があるときに、これらの金額を記載します。

ただし、これらの金額が当期の所得の金額の10%に満たないとき及びこれらの取引に係る収入金額が当期の総収入金額の5%に満たないときは、記載する必要はありません。

2 沖縄の認定法人の所得の特別控除に関する明細書

- (1) この明細書は、青色申告法人が措置法第59条《沖縄の認定法人の所得の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (2) 「軽減対象所得金額15」は、措置法令第35条第4項の規定により計算した軽減対象所得金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。